

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年5月5日 10時30分ごろ
発生場所	島根県知夫村知夫里島の帯ヶ埼西北西方沖 赤灘鼻灯台から真方位184° 630m付近 (概位 北緯36° 02.0′ 東経132° 59.9′)
事故の概要	遊漁船MARINE HAPPINESS は、北進中、プレジャーボート春洋丸は、船首を南方に向けて錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年5月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 MARINE HAPPINESS、16トン 292-46344 島根、個人所有 B プレジャーボート 春洋丸、1.9トン SN3-18781（漁船登録番号）、個人所有 第272-20169号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部舷縁に欠損、操舵室に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁を終えて帰途につくこととし、船長が操縦席に腰を掛けて操船に当たり、釣り客を客室の椅子に腰を掛けさせ、知夫里島の来居港に向かっていった。 船長Aは、約13ノットの対地速力で、手動操舵により北進中、右舷方の知夫島の帯ヶ埼西方沖の磯で、釣りを行っている人がいたので、そちらの方を見ながら北進していた。 船長Aは、顔を右舷方に向けた状態で、同じ針路及び速力で航行中、顔を船首方に向けて前方を見たところ、船首方至近にB船を認め、左舵一杯を取ったが、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。(図1参照)

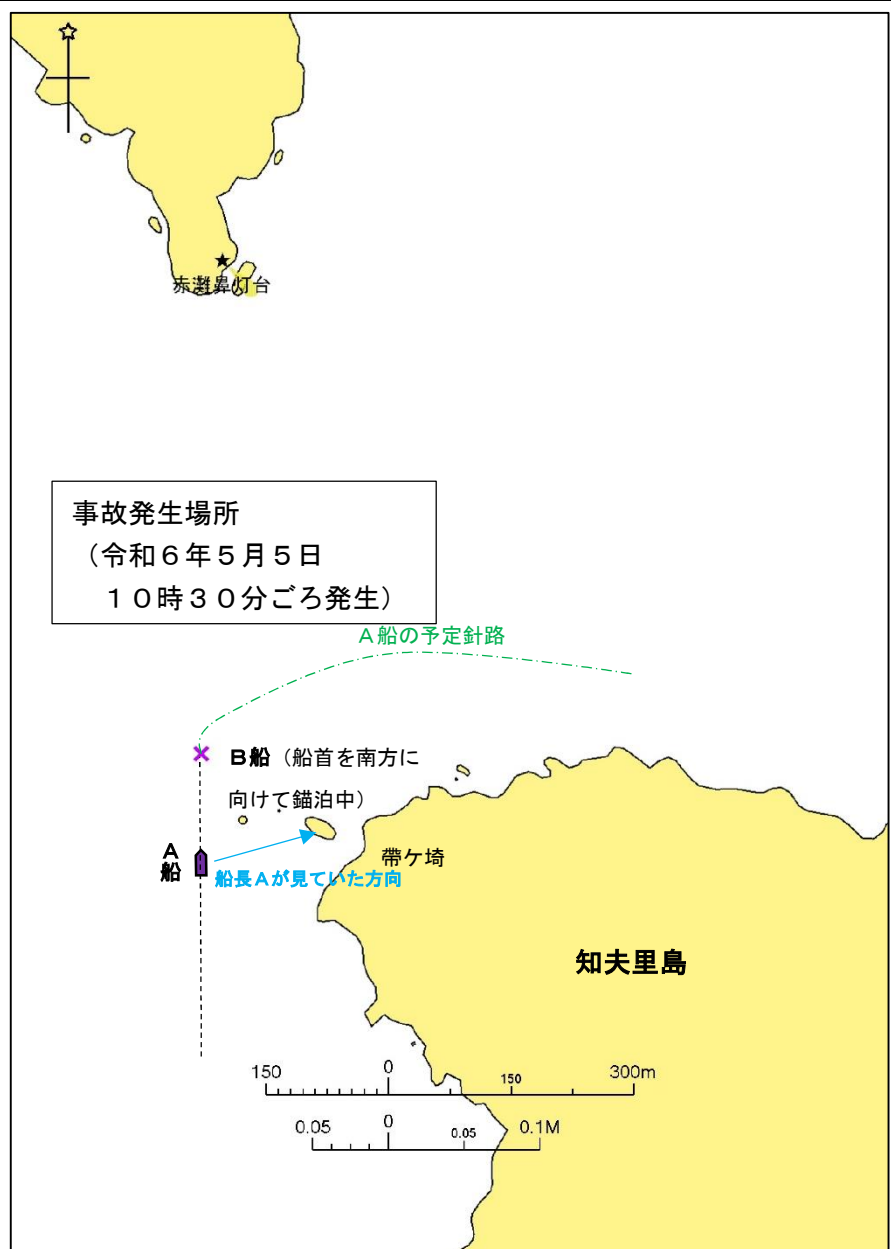


図1 事故発生経過概略図

船長Aは、A船を反転させてB船の近くに寄せ、両船の乗船者のけがの有無及び損傷状況を確認し、一旦、A船で釣り客を知夫里島の知夫港まで運んだ後、B船をえい航^{おおえ}して同島の大江港に向かった。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、帯ヶ崎西北西沖の釣り場で、船首を南方に向けて錨泊し、船長Bが船尾部付近で釣りをを行い、同乗者Bが左舷中央部付近で腰を掛けていた。

船長Bは、船尾方を向いて腰を掛けて釣りを行っていたところ、衝突の約10分前、釣り糸が絡まったので、顔を下方に向けて釣り糸をほどくことに意識を向けていた。

B船は、南方を向いたまま錨泊を続けていたところ、船長Bが、船首方から他船のエンジン音が聞こえたので、その方向を振り向くと、

	<p>船首方至近に接近して来るA船を認め、慌てて海に飛び込んだ後、A船と衝突した。</p> <p>B船に乗ったままであった同乗者Bは、携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>船長Aは、船首方にB船を含む他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思っていた。</p> <p>船長Aは、航行中、顔を右舷方に向けて、磯で釣りを行っている人の方をしばらく見ていて、その間、船首方の見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Aは、速力を落として周囲の見張りを適切に行っていれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び釣り客2人は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、錨泊中、時々、周囲を見回していたが、同乗者Bが船首方を見ていたので、何かあれば知らせてくれると思い、知らず知らずのうちに釣りに夢中になっていたと本事故後に思った。</p> <p>同乗者Bは、航行して来るA船に気付いていたが、衝突しないと思い、船長Bにその旨を伝えていなかった。</p> <p>B船は、簡易式の電子ホーンを備えていた。</p> <p>船長Bは、漂流中であれば主機を始動して約3～5秒で移動させることができるが、本事故時、錨泊していたので、揚錨するのに約15分要すると思っていた。</p> <p>船長Bは、自身が周囲の見張りを適切に行い、早めに、B船に向かって接近して来るA船に気付いていれば、錨索を切断するなどしてB船を移動させることができたと思つた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北進中、船長Aが、右舷方の磯で釣りを行っている人の方をしばらく見ていて、船首方の見張りを適切に行わなかったことから、B船に対する避航動作が遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方にB船を含む他船を認めていなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷方の磯で釣りを行っている人の方をしばらく見ていたものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を南方に向けて錨泊中、船長Bが、船尾部で船尾方を向いて腰を掛け、顔を下方に向けて絡んだ釣り糸をほどくことに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、船首方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、釣りをしながら錨泊中、衝突の約10分前、釣り糸が絡まったことから、顔を下方に向けて釣り糸をほどくことに意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、左舷中央部付近で腰を掛けていた同乗者Bが船首方を見</p>

	<p>ていたことから、何かあれば知らせてくれると思い、釣りに夢中になっていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北進中、B船が船首を南方に向けて錨泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷方の磯で釣りを行っている人の方を見ていて、船首方の見張りを適切に行わなかったため、B船に対する避航動作が遅れ、また、船長Bが、顔を下方に向けて絡んだ釣り糸をほどくことに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、船首方から接近するA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、航行中、よそ見をせず、操船に専念し、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、錨泊中、釣り等に意識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行い、自船に接近する他船を認めた場合、汽笛を吹鳴するなどして注意喚起を行い、更に接近する場合、衝突を避ける措置を採ること。